各 位

平成 24 年2月 24 日

東京都品川区西五反田五丁目2番4号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 取 締 役 社 長 剣 持 忠
(コード番号 : 2130)
問い合わせ先:経営企画室 高野 明彦
TEL 03-5843-5333

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年2月 24 日開催の当社取締役会において、株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社の売買単位を100株とするため、株式の分割を実施するとともに、単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成24年3月31日(土曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	29,560 株	(平成24年2月24日現在)
今回の分割により増加する株式数	2,926,440 株	
株式分割後の発行済株式総数	2,956,000 株	
株式分割前の発行可能株式総数	100,000 株	
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000 株	

(注)上記発行済株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 24 年3月 16 日(金曜日)
基準日	平成 24 年3月 31 日(土曜日)
効力発生日日	平成 24 年4月1日(日曜日)

※ 実質上の基準日は平成24年3月30日(金曜日)になります。

（4）新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成 24 年4月１日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 16 年8月 26 日定時株主総会決議及び 平成 17 年2月9日取締役会決議に基づく新株予約権	45,000 円	450 円
平成 17 年8月 26 日定時株主総会決議及び 平成 17 年9月１日取締役会決議に基づく新株予約権	50,000 円	500 円
平成 21 年6月 29 日定時株主総会決議及び 平成 21 年 12 月 15 日取締役会決議に基づく新株予約権	18,067 円	181 円
平成 23 年 11 月 11 日取締役会決議に基づく新株予約権	36,200 円	362 円

3．単元株制度の採用

（1）新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生日である平成24年4月１日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

（2）新設の日程

平成24年4月１日（日曜日）

（参考）上記の単元株制度の採用に伴い、平成24年3月28日（水曜日）をもって、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されることになります。

4．定款の一部変更

（1）変更の理由

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成24年4月１日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。

③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後
【発行可能株式数】 第5条　当会社の発行可能株式総数は、 100,000株とする。	【発行可能株式数】 第5条　当会社の発行可能株式総数は、 10,000,000株とする。
（新設）	【単元株式数】 第6条　当社の単元株式数は、100株とする。
第7条～第46条　　（条文省略）	第8条～第47条　　（現行どおり）

以 上